

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会	
大学院設置基準等の一部改正について（令和3年12月15日）	1
○関連規定	4

次の事項について，理由を添えて諮問します。

大学院設置基準等の一部改正について

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

文部科学大臣 末 松 信 介

(理由)

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日に，2 0 4 0 年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただき，多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進等について提言いただいたところである。

また，「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和 3 年 6 月 3 日 教育再生実行会議）において，リカレント教育を推進する観点から，大学院における高度な専門教育に関し，より多くの人アクセスしやすい取組を促進すること，その際，履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進めることについて提言いただいたところである。

上記を踏まえ，文部科学省において，別紙のとおり，大学院設置基準及び専門職大学院設置基準の改正を行う必要があるので，学校教育法第 9 4 条の規定に基づき，標記の諮問を行うものである。

## 大学院設置基準等改正要綱（案）

### 一 大学院設置基準の改正

#### 1 履修証明制度に関する改正

大学院は、大学院の定めるところにより、当該大学院の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

### 二 その他

#### 1 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

#### 2 その他の規定の整備

専門職大学院設置基準について、上記一の大学院設置基準と同様の措置を行うため、所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

## 関連規定

### ○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和3年3月12日 中央教育審議会申し合わせ）

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和3年3月12日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

### 【参照条文】

### ○中央教育審議会令（抄）

（政令第280号 平成12年6月7日）

（分科会）

#### 第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### ○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和3年3月12日 中央教育審議会決定）

#### 第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
初等中等教育分科会	<p>一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>